

保 育 料 減 額 申 請 書

年 月 日

(提出先) 足立区教育委員会

住 所 足立区 _____

保護者氏名 _____

下記の理由により、保育料の減額を申請します。
記

児 童 氏 名	生 年 月 日	保 育 施 設 名
	年 月 日	
	年 月 日	

申 請 理 由 <small>該当する番号に○をし、必要事項を記入してください。</small>		申 請 に 必 要 な 添 付 書 類	適 用 予 定 期 間
1	生活保護法による保護を受けたとき。	/	生活保護開始月のみ
2	稼働能力のない世帯員の増加 (出生により扶養家族が増えた場合など) 氏名 _____ 続柄 _____	保険証のコピー ※出生による場合は、出生届を提出していれば添付不要	該当者が扶養に入った翌年同月末日まで
3	前年度又は当該年度の特別区民税の徴収を猶予されたとき、または、納期を延期されたとき。	徴収猶予・換価猶予の決定通知書 (コピー可)	適用開始から翌8月末日まで
4	主たる稼働者(保育料算定の基となる年の最多税額者)が失業したとき。	①離職票または雇用保険受給証明書 ②退職金の源泉徴収票 ※①・②どちらもコピー可	離職日の翌月から最長3ヵ月間
5	世帯の直近3ヵ月の平均収入が、保育料算定の基となる年の平均収入月額よりも1割以上低額である。(いずれも賞与を除く)	① 保育料算定の基となる年の収入がわかるもの(源泉徴収票等) ② 保育料算定の基となる年の賞与明細(支給がない場合はその旨を申請書余白に記入) ③ 直近3ヵ月分の給与明細(収入がない場合は年間収入申告書) ※算定対象者(原則父母)全員分の①②③の書類(コピー可)が必要	3ヵ月間 (最長で8月末日まで)
6	保育施設入所児童と同一世帯の児童を、認証保育所またはそれに準ずる施設に月極め・有償で預けている。	受託(通所)証明書(原本のみ) ※受託証明書の注釈を必ずご確認ください	預けている期間 (最長で年度内)
7	同一世帯内に〔①身体障害者手帳1～2級、②愛の手帳1～3度、③精神障害者保健福祉手帳1～2級〕の方がいる(D4階層以下またはD5階層で区民税所得割額77,101円未満の世帯は「保育料軽減措置依頼書」の内容をご確認ください。) 氏名 _____ 続柄 _____	①は身体障害者手帳のコピー ②は愛の手帳のコピー ③は精神障害者保健福祉手帳のコピー	適用開始から翌8月末日まで
8	保育施設入所児童と同一世帯に属する年長の児童(就学前)が、幼稚園(子ども・子育て支援新制度移行園、保育施設を除く)、特別支援学校幼稚部、障がい児通所施設等に通所している(D3階層以下またはD4階層で区民税所得割額57,700円未満の場合は別制度で減額しているため対象外です)。	受託(通所)証明書(原本のみ)	通所期間
9	その他(現年中に高額な医療費がかかった、災害・盗難にあった など)	入園第一係～第三係にお問合せください。	/

【注 意】 必ずお読みください。

※ひとり親世帯で、D4階層以下またはD5階層で区民税所得割額77,101円未満の場合は、別制度で保育料を減額していますが、上記1～6または9の理由にも該当する場合は、この減額申請をすることができます。

※申請理由に対応する添付書類と一緒に、この減額申請書を提出してください。必要な書類が提出され、かつ、減額の条件に該当する場合のみ、規定に基づき保育料が減額されます。減額される金額の程度は事情によって異なります。

《減額事例》 ・下の子を認証保育所に預けている。 ⇒減額事由6に該当⇒2階層低位

・身体障害者手帳1級持っている同居の家族がいる。 ⇒減額事由7に該当⇒1階層低位

なお、減額事由の収入減や弟妹が生まれた等については、算定の結果より減額の可否が決まります。

※減額の適用は子ども施設入園課で申請を受理した月の翌月の保育料からです。(ただし月の初日に子ども施設入園課で申請を受理した場合は当月から適用。) また、新規入所者に限り、入所月中に申請を受理した場合は当月から適用。

※減額事由8を除き、事由が2つ以上該当する場合は、減額後の保育料が最も低額となる減額事由が適用されます。

※減額が適用された場合でも、申請理由の消滅により、適用期間内に減額が解除されることがあります。

※3歳児クラスから5歳児クラスの在籍児童については保育料減額申請の対象外です。なお、給食費を減額することはできません。